

西脇市工事成績評定活用要領

第1 趣旨

この要領は、本市が発注する建設工事（以下「工事」という。）について、建設業者の技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、工事検査成績の評定結果を活用し、優良工事施工業者及び不良工事施工業者を公表することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 工種 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事の種類をいう。
- 2 工事業 西脇市が発注した工事の請負人で、建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- 3 工事成績評定 西脇市工事検査等に関する規程（平成17年西脇市訓令第22号）第15条に規定する工事成績採点表の評定点合計をいう。

第3 対象工事

- 1 公表の対象となる優良工事は、本市が発注した工事のうち、公表年度の前年度に完了した工事で、1件当たりの請負金額が500万円以上のものとする。
- 2 公表の対象となる不良工事は、本市が発注した工事のうち、1件当たりの請負金額が100万円以上のものとする。

第4 優良工事施工業者の公表の基準

- 1 優良工事施工業者は、次の各号のいずれかに該当する工事業とする。
 - (1) 公表年度の前年度に完了した工事で、工事成績評定が85点以上であること。
 - (2) 公表年度の前年度に完了した工事が、同じ工種で2件以上あり、そのいずれもが工事成績評定80点以上であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、優良工事施工業者として公表を行わない。
 - (1) 公表年度の前年度の4月1日から公表日の前日までの間に、西脇市指名停止基準（平成17年西脇市告示第15号）の規定に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けたとき。
 - (2) 公表年度の前年度の4月1日から公表日の前日までの間に、公表の対象としてふさわしくない行為等があったとき。
- 3 優良工事施工業者が、公表期間中に指名停止を受けるか又は、公表の対象としてふさわしくない行為等があったときは、公表を

取り消すものとする。

第5 不良工事施工業者の公表の基準

- 1 不良工事施工業者は、工種を問わず、工事成績評定が65点未満の工事を施工した工事業者とする。
- 2 不良工事施工業者については、指名停止の措置をとると同時に公表を行う。

第6 優良工事施工業者及び不良工事施工業者の決定

公表する優良工事施工業者及び不良工事施工業者は、西脇市工事請負契約等の適正を確保するための考査委員会に諮り決定する。

第7 公表の方法

- 1 公表は、西脇市ホームページに掲載して行うものとする。
- 2 公表する内容は、工事業者名、工事名及び工事場所とする。
- 3 公表する期間は、優良工事施工業者については公表した日から6箇月、不良工事施工業者については指名停止期間とする。

第8 庶務

この要領に関する事務は、統括検査官において処理する。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。